

緊急事態宣言に伴う東京都水道局からの受託業務について

新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言に伴い、当社（東京水道株式会社）が東京都水道局から受託する一部の業務について、対応人員の縮小を行います。

通常どおり実施する業務、対応人員を縮小する業務につきましては、以下をご参照ください。

1 通常どおり実施する業務

○ 水道の安定供給に必要な工事

生活に不可欠なライフラインとして首都東京を支え続けるという視点から、水道工事については、緊急事態措置の実施期間中、東京都水道局が感染防止対策等を徹底したうえで工事を原則継続することから、当社でも工事の監督業務を原則継続いたします。

○ 水道メータの定期検針・交換

○ 水道使用中止・開始・ご契約の変更等の受付

（水道局お客さまセンター・水道局多摩お客さまセンターでの受付）

○ 給水装置工事図面の閲覧、謄本／抄本の交付、給水装置工事に関する申請、相談

上記の業務は、安定給水を維持し、また、お客さまの料金を正確に算定するための重要な業務です。そのため、従事者については、以下の感染防止対策を徹底したうえで、引き続き実施してまいります。

（感染防止対策）

お客さまとの対面による接触の回避、マスクの着用徹底、手洗い、消毒の徹底、三つの密の徹底回避

2 対応人員を縮小する主な業務

○ 営業所・サービスステーション・給水管工事事務所窓口

営業時間、受付内容等には変更ありませんが、対応人員を縮小いたします。

詳細は、東京都水道局ホームページ 下記各ページをご参照ください。

○ 水道をご使用のお客さまへ（緊急事態宣言に伴う水道局の業務）

<https://www.waterworks.metro.tokyo.jp/topic/200410-01.html#okyakusama>

○ 事業者のみなさまへ（緊急事態宣言に伴う水道局の業務）

<https://www.waterworks.metro.tokyo.jp/topic/200410-01.html#jigyosha>